

鯖江市精神障がい児（者）福祉協会 会則

(名称)

第1条 この会は、鯖江市精神障がい児（者）福祉協会(通称「四つ葉会」と称する)という。

(事務局)

第2条 この会の事務局を、鯖江市役所社会福祉課内に置く。

(目的)

第3条 この会は、すべての精神障がい児（者）(以下「障がい児（者）」という)の福祉向上と社会復帰支援を推進するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する理解を深め、その充実を図るための事業。
- (2) 共同作業所等の設置運営および日中活動や就労の場等社会復帰に関する事業。
- (3) 意思決定支援や家族への支援事業。
- (4) 会員相互の親睦を図る事業。
- (5) その他必要と認める事業。

(会員)

第5条 この会は、鯖江市内に居住する全ての障がい児（者）と、その家族およびこの会の趣旨に賛同する者(以下「賛助会員」という)を持って会員とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	若干名
監 事	1 名

(役員を選出)

第7条 会長ならびに副会長は、役員会で推挙し、総会の承認を得て決定する。

- 2 理事は、会員の中から若干名を選出する。
- 3 監事は、会員の中から総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は会務を総理し会議の議長となる。

- 2 副会長は、会計を担当し、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、業務会計を監査する。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、助言するものとする。

(会議)

第11条 会議は、総会および役員会とし、会長が召集する。

- 2 総会は、年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を召集できる。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数により決まる。ただし、可否同数の時は、議長が決める。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。

(付議事項)

第12条 総会に付議する事項は次の通りである。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算の審議および決算の承認に関すること。
- (3) 役員選任に関すること。
- (4) 会則の変更に関すること。
- (5) その他役員会において必要と認めたこと。

2 役員会には、次のことを付議する。

- (1) 総会に付議する議案の審議に関すること。
- (2) 事業の実施に関すること。

(経費)

第 13 条 この会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、年額 2,000 円とする。

3 賛助会員は 1 口 500 円とする。

(会計年度)

第 14 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、会長がこれを定めることができる。

付 則

この会則は、平成 24 年 11 月 18 日から施行する。